

令和7年度 近畿地方整備局(港湾空港関係) 総合評価落札方式の新たな取り組み

令和 7 年 10月

近畿地方整備局 港湾空港部





【R7.9更新箇所】

P14「ワークライフバランス等推進企業を加点評価する取組」(工事編)を新規追加

P15「ワークライフバランス等推進企業を加点評価する取組」(業務編)を新規追加

【R7.10更新箇所】

P16～20「S I 型(技術向上提案)」関連資料を新規追加

P21「参考」資料を更新



令和7年度 近畿地方整備局(港湾空港部門)の総合評価落札方式における取り組み

「働き方改革」「担い手育成・確保」「生産性の向上」の3本柱

	働き方改革	担い手育成・確保	生産性の向上
新規 拡充・ 運用 改善	①ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業を加点評価する取組の対象を全ての公共工事等(建設コンサルタント業務等を含む)における総合評価落札方式、企画競争方式(プロポーザル方式を含む)に拡大(工事、業務) 【P13～15】	②発注標準の見直し(工事) 【P4～6】 ③総合評価落札方式 技術提案評価型S I 型(技術向上提案)の試行(工事) 【P16～20】	
継 続	④「施工能力評価型 I 型」での発注を拡大し負担軽減を図る。(工事) ⑤「施工能力評価型 I 型: 施工計画重視型」について工程計画の提出を廃止し負担軽減を図る(工事)	⑥賃上げ実施企業に対する加点評価の実施(工事、業務) ⑦地元作業船活用に対する加点評価を行う試行工事の実施(工事) ⑧「港湾潜水技士(特別又は1級)」の保有を加点対象とする。(工事) ⑨配置予定技術者の同種工事の加点評価の対象を拡大(工事) ⑩主任(監理)技術者等未経験者育成型工事の実施(工事) ⑪海外インフラプロジェクト技術者の加点評価(工事、業務)など	⑫「オーバースペック等」の項目のうち「グラブバケットの形状に関する提案」等を評価対象とし効率的な施工方法の技術提案の創出(工事) 【P12】



総合評価落札方式の新たな取り組みについて

1	発注標準の見直し		P4
2	技術評価点の加算方法の見直し(技術提案評価型)		P7
3	施工計画の評価(施工計画重視型)の試行		P8
4	地元企業活用審査型JV工事の試行		P9
5	業務プロポーザル及び総合評価方式の配点見直し		P10
6	オーバースペック等の試行の継続		P12
7	ワークライフバランスの取り組み企業に対する加点評価		P13

【R7.10更新箇所】

8	総合評価落札方式 技術提案評価型SI型(技術向上提案)		P16
---	-----------------------------	-------	-----

【ご参考】

9	令和7年度 港湾空港関係工事のタイプ別配点		P21
---	-----------------------	-------	-----

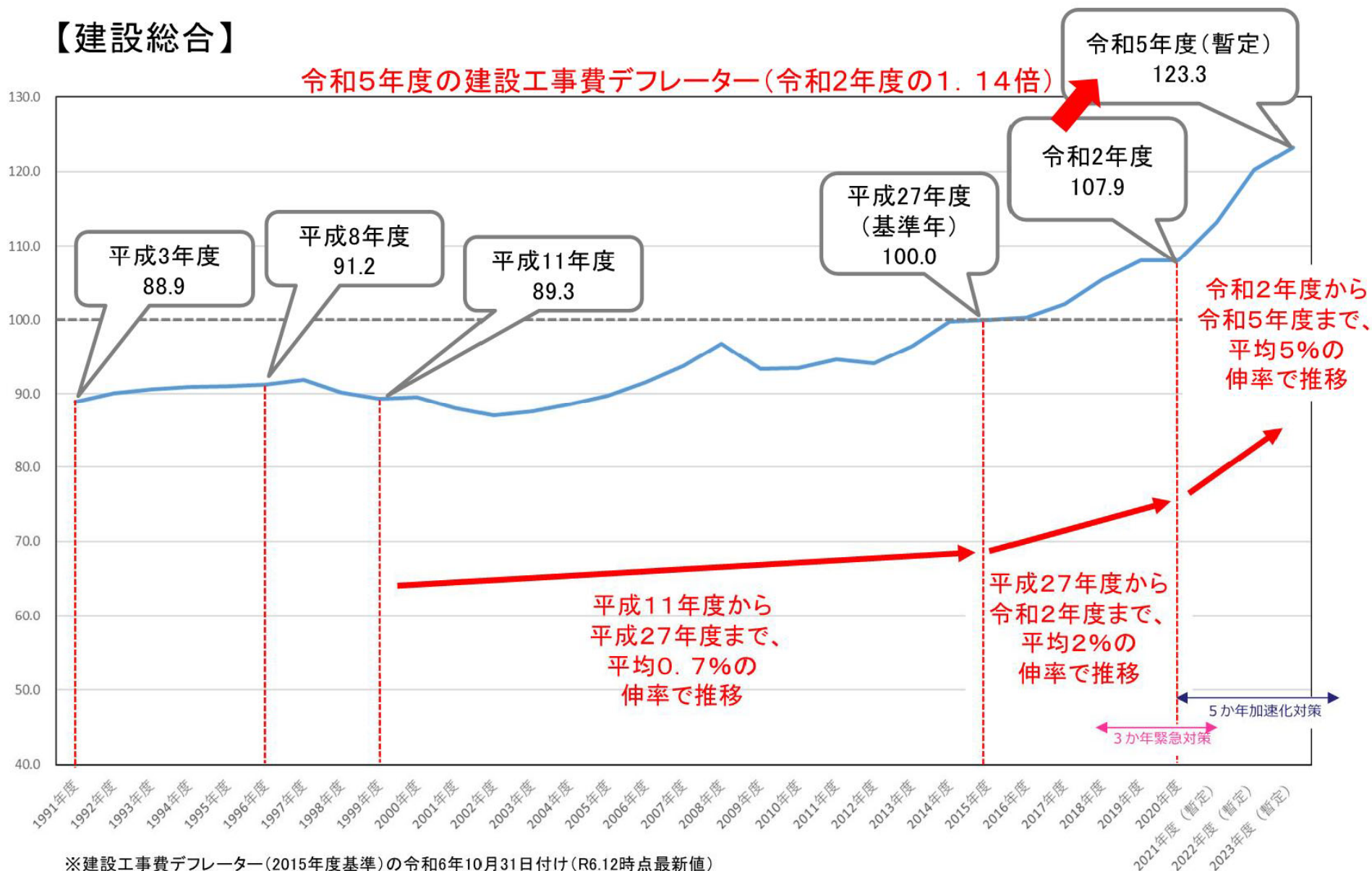


発注標準の見直し(1/3)

変更なし

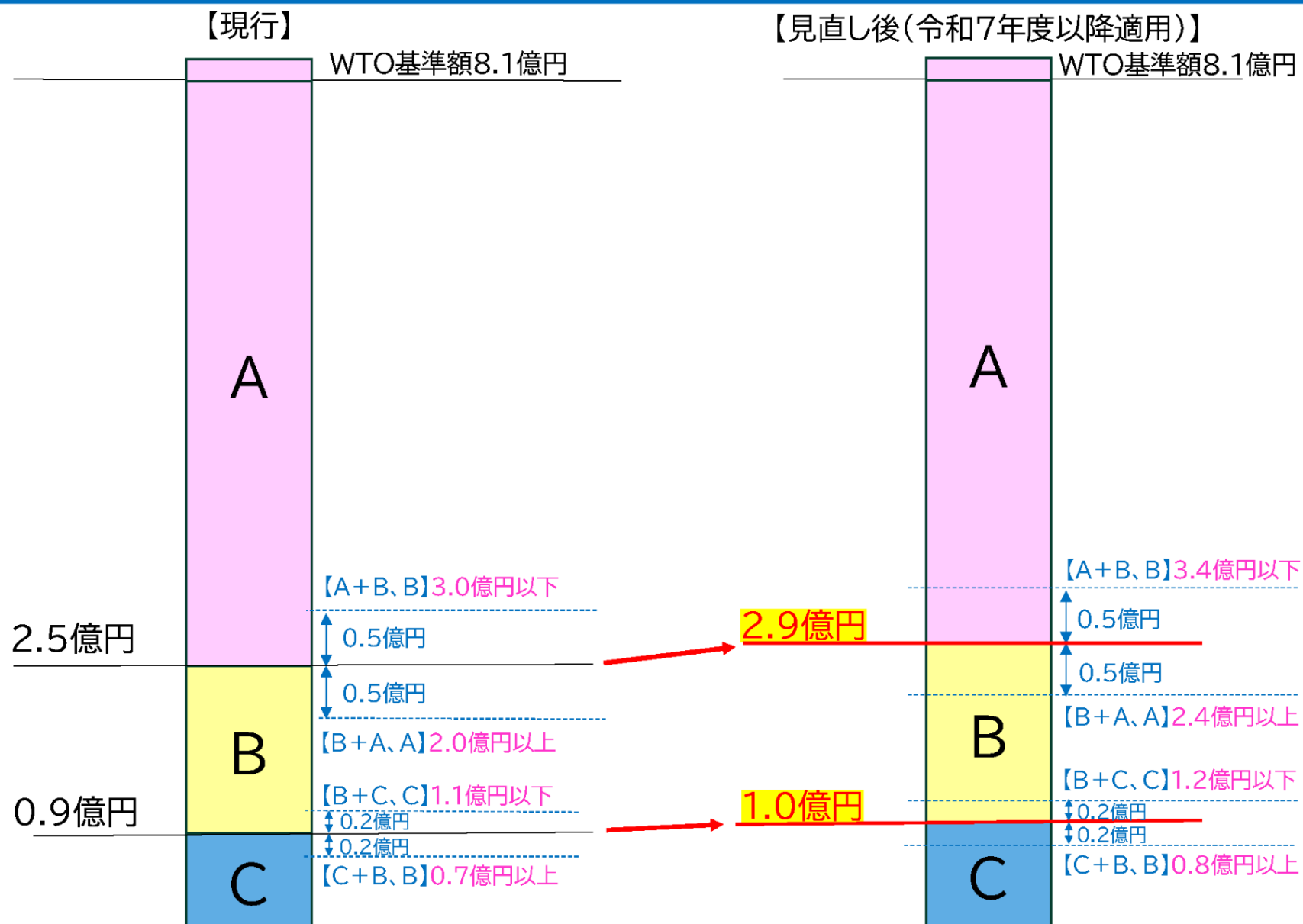
建設工事費デフレーター（2015年基準）

【建設総合】





発注標準の見直しイメージ（港湾等土木、港湾等しゅんせつ）

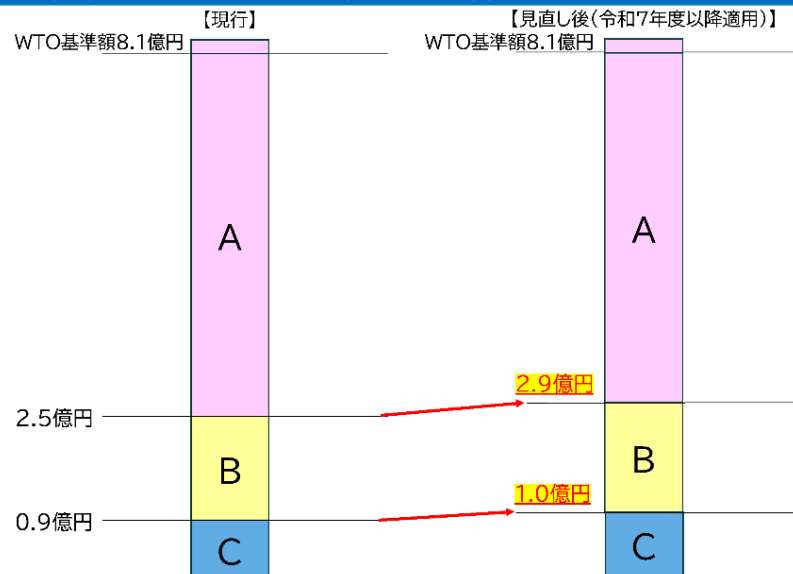




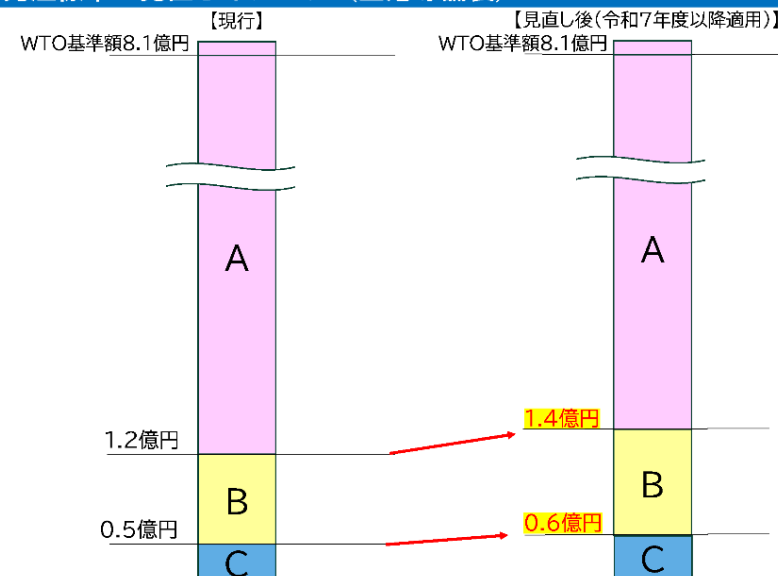
発注標準の見直し(3/3)

変更なし

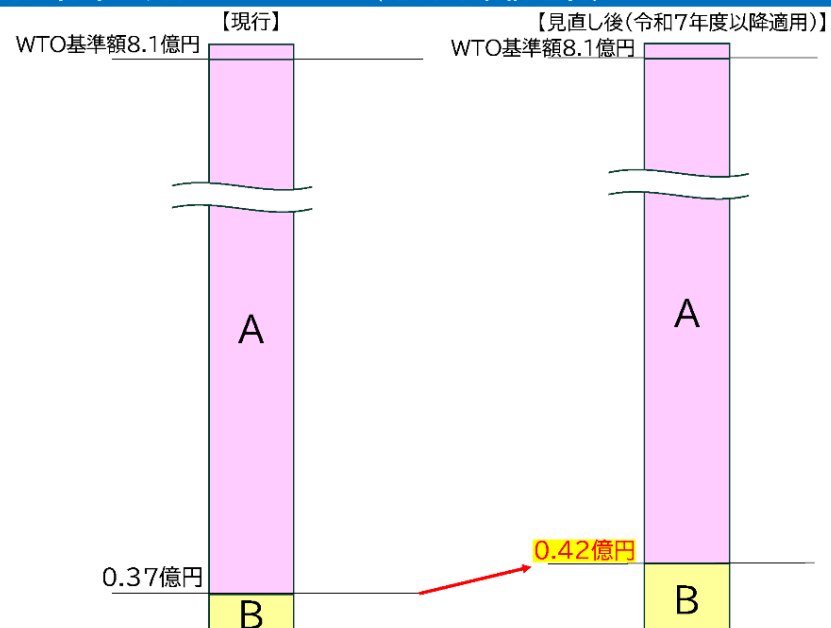
発注標準の見直しイメージ（空港等土木）



発注標準の見直しイメージ（空港等舗装）



発注標準の見直しイメージ（港湾等鋼構造物）





技術評価点の加算方法の見直し(技術提案評価型)

変更なし

評価基準及び評価結果の通知方法(技術提案評価型)について

対象: 令和7年4月以降公告工事

◆評価基準及び通知方法の明瞭化による透明性の確保

【配点例: WTO対象工事、加算点60点(2テーマ×2提案(15点))の場合】

※技術提案(1つの提案)の評価を**今までの6段階から10段階に細分化して評価**を行う。

※各提案の満点に各評価の配点割合を乗じて点数を算出する(小数第2位を切り捨て)。

評価	配点(旧)	配点割合(新)	配点(新)	評価基準	通知
◎+	15.0点	100%	15.0点	着目点及び提案の目的が適切で、効果・有効性及び履行の具体性・確実性が 非常に優れているもの 。	○: 可(評価する、実施義務あり)
◎	12.5点	85%	12.7点	着目点及び提案の目的が適切で、効果・有効性及び履行の具体性・確実性が より高いもの 。	
○+	11.0点	75%	11.2点	着目点及び提案の目的が適切で、効果・有効性及び履行の具体性・確実性が 高いもの 。	
○	9.5点	60%	9.7点	着目点及び提案の目的が適切で、効果・有効性及び履行の具体性・確実性が あるもの 。	
▲	7.5点	40%	7.5点	着目点及び提案の目的が適切で、効果・有効性及び履行の具体性・確実性が 小さいもの 。	
△	0点	30%	4.5点	着目点及び提案の目的が適切でなく、当局標準施工に近い又は通常配慮すべき事項のもの。	△: 否(評価しない、実施義務あり)
—	0点	0%	0%	着目点及び提案の目的が適切でなく、効果・有効性及び履行の具体性・確実性が上記以外のもの。オーバースペックに該当するもの。等	—: 否(評価しない、実施義務なし) ※設計図書に示された施工方法での施工を求める
×	0点	0%	0%	支障等があるため予め履行を求めないもの 等	×: 否(提案と見なさない、不採用であり実施不可)

注) なお、技術提案が無い場合(全てが「×: 否」と通知された場合を含む)で、標準案の施工計画の提出がない場合、競争参加資格を認めない。

加点をしている評価分類「◎+」～「▲」に対して、10段階に細分化して加点(提案毎の満点数に対して、配点割合を乗じて加点数を算出)

「評価」は「◎+」～「×」の8分類で表現(今までどおり)



施工計画の評価(施工計画重視型)の試行

変更なし

施工計画に係る評価方法(施工能力評価型Ⅰ型【施工計画重視型】)

対象: 令和7年4月以降公告工事

1. 工事の評価基準に新たな観点を加えた評価の取り組みを数件試行

・工事施工上の留意点に対して、これまでの観点に加え、施工の効率化やICTの活用等によって生産性、品質または安全性の向上に資する対応策の提案を求める工事に適用

2. 評価基準

評価基準	
①●●工における工事施工上の留意点	当該工種を円滑かつ的確に実施するにあたり、現場状況、気象条件、周辺環境等を踏まえた技術的な課題を整理し、特に重要と思われる留意点及びその設定理由を記述する。
②留意点に対する対応	上記①で記述した工事施工上の留意点を解決又は克服するために必要な対応策について、 <u>生産性を向上する</u> ※観点から記述するものとし、的確性及び留意点との整合性が高い提案を優位に評価する。

※工事の特性に応じて設定
“留意点に対する対応”に求める方向性
(ア)生産性の向上
(イ)品質の向上
(ウ)安全性の向上
(エ)ICTの活用

評価	配点	評価基準	通知
◎	10点	留意点の重要性及び対応策の的確性が高い	○: 可(加点評価する、実施義務あり)
○	7点	留意点の重要性及び対応策の的確性がある	
△	0点	留意点の重要性は劣るが対応策の的確性がある	△: 否(加点評価しない、実施義務あり)
—	0点	留意点の重要性及び対応策の的確性が劣り、当局標準仕様での施工を求めるもの。	—: 否(加点評価しない、実施義務なし) ※設計図書に示された施工方法での施工を求める
×	—	・支障等があるため予め履行を求めないもの ・不適切である ・法令違反に該当する場合 ・設計図書に明示されている仕様を満たしていない場合	×: 否(提案と見なさない、実施不可)



地元企業活用審査型JV工事の試行(工事種別及びB等級への拡大)

対象: 令和7年4月以降公告工事

◆ 地元企業の健全な育成、地域の景気浮揚につなげることを目的とし、予定価格が5億円以上8.1億円※(WTO)未満の港湾土木工事、空港等土木工事又は港湾等しゅんせつ工事において甲型特定JVでの参加を可能とするとともに、**A等級の地元中小企業またはB等級の地元企業(以下、地元中小企業という)**を構成員に含む場合は、その活用に応じて加点評価を行う試行を実施する。

※令和7年4月1日以降公告案件を対象

【概要】

(1) 試行内容

地元中小企業の受注機会確保に向け、特定建設工事共同企業体の構成員に地元中小企業を含む場合は、その活用に応じて加点評価を行う試行工事。

(2) 対象工事

- ・港湾土木工事、**空港等土木工事又は港湾等しゅんせつ工事のA等級**
- ・予定金額が5億円以上8.1億円(WTO)未満

(3) 評価項目

評価項目として下記を設定。

- ① **地元中小企業**の出資比率
- ② 施工体制
(施工体制確保の確実性、品質確保の実効性)
- ③ 技術提案または施工計画
- ④ 企業の能力等
- ⑤ 技術者の能力
- ⑥ 社会・地域貢献

(4) 代表者・構成員の組合せの範囲

工事の特性に応じて、下記①または②のどちらかを指定して発注する。

- ①: A等級、A等級(中小)
- ②: A等級、A等級(中小)、B等級

(5) 配点割合

下記を標準とする(施工計画重視型の場合)(作業船ありの場合)

標準点 100点 (施工体制以外で最低限の要求要件を満たした場合に付与)		施工体制 評価点 30点	加算点 最大4.3点 賃上げ加点措置3点含む (施工計画及び企業の施工能力等)	
			地元中小企業評価点 最大6点	
地元中小企業 評価点 6点	企業の 能力等 5点	技術者の 能力等 5点	地域 貢献 4点	施工計画 20点

(6) 地元企業評価項目の評価方法

評価基準		配点	
地元中小企業の出資比率	地元中小企業出資比率40%以上	6点	6点
	地元中小企業出資比率35%以上40%未満	4点	
	地元中小企業出資比率30%以上35%未満	2点	



業務プロポーザル及び総合評価の配点見直し(1/2)

変更なし

■業務における評価項目のうち、「実施方針等」の配点を見直し

対象: 令和7年4月1日以降公告の業務

「その他」として「有益な代替案」、「重要事項の指摘と重要事項の指摘に対する対応」についての提案を求めて評価してきたが「業務理解度」といった項目に比べてより小さな配点となっていたため配点の割合を見直す。

例) 現行 業務プロポーザルの評価表

評価の ウェイト	配点	評価の着目点			A評価		B評価		C評価	
		評価テーマ1:国際物流を取り巻く環境変化を把握する上での留意点 評価テーマ2:必要な港湾物流機能等の検討を行う上での留意点			(100%)	得点	(60%)	得点	(0%)	得点
19.4% (12.5～ 25%)	70	28	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する	正しく理解(理解度が高い)	28	概ね理解	16.8	理解度が低い	0
		18	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する	妥当性が高い	18	概ね妥当	10.8	一部不整合な部分がある	0
		18	工程計画	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する	妥当性が高い	18	概ね妥当	10.8	一部不整合な部分がある	0
	6	その他	「有益な代替案」、「重要事項の指摘と重要事項の指摘に対する対応」がある場合に優位に評価する。	評価できる「有益な代替案」及び「重要事項の指摘と重要事項の指摘に対する対応」の2つがある	6	評価できる「有益な代替案」又は「重要事項の指摘と重要事項の指摘に対する対応」の何れかがある	3.6	左記以外(提案がない)	0	

例) 見直し 業務プロポーザルの評価表

評価の ウェイト	配点	評価の着目点			A評価		B評価		C評価	
		評価テーマ1:国際物流を取り巻く環境変化を把握する上での留意点 評価テーマ2: 必要な港湾物流機能等の検討を行う上での留意点			(100%)	得点	(60%)	得点	(0%)	得点
19.4% (12.5～ 25%)	70	24	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する	正しく理解(理解度が高い)	24	概ね理解	14.4	理解度が低い	0
		18	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する	妥当性が高い	18	概ね妥当	10.8	一部不整合な部分がある	0
		18	工程計画	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する	妥当性が高い	18	概ね妥当	10.8	一部不整合な部分がある	0
		10	その他	「有益な代替案」、「重要事項の指摘と重要事項の指摘に対する対応」がある場合に優位に評価する。	評価できる「有益な代替案」及び「重要事項の指摘と重要事項の指摘に対する対応」の2つがある	10	評価できる「有益な代替案」又は「重要事項の指摘と重要事項の指摘に対する対応」の何れかがある	6.0	左記以外(提案がない)	0

※総合評価(1:2)、(1:1)、業務能力重視型においては、原則「その他」の項目を設定しないものとする。



業務プロポーザル及び総合評価の配点見直し(2/2)

変更なし

対象: 令和7年4月1日以降公告の業務

■ 業務における評価項目のうち、「評価テーマに対する技術提案」の配点を見直し

「評価テーマ間の整合性」として評価テーマが2つ以上ある場合に原則設定していた項目であるが、評価テーマ間において関連性のある設定が困難であることから、原則設定しない項目とするよう見直す。

例) 現行 業務プロポーザルの評価表

55.6% (50~62.5%)	200	24	全体	評価テーマ間の整合性	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。	整合性が高い(整合性が十分ある)	24	概ね整合(整合性がある)	14.4	一部不整合な部分がある(整合性が不十分)	0
		25	評価テーマ1	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	整合性が高い(整合性が十分ある)	25	概ね整合(整合性がある)	15	一部不整合な部分がある(整合性が不十分)	0
		25			着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	有効性が高い(適切かつ論理的に整理されている)	25	有効性がある(整理されている)	15	有効性が一部不十分な部分がある(整理が不十分)	0
		19		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する	説得力がある(説得力が十分ある)	19	普通(説得力がある)	11.4	説得力がない(説得力が不十分)	0
		19			提案内容を裏付ける類似実績などが記載されている場合に優位に評価する	具体的に記載されている	19	記載されている	11.4	記載されていない	0
		25	評価テーマ2	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	整合性が高い(整合性が十分ある)	25	概ね整合(整合性がある)	15	一部不整合な部分がある(整合性が不十分)	0
		25			着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	有効性が高い(適切かつ論理的に整理されている)	25	有効性がある(整理されている)	15	有効性が一部不十分な部分がある(整理が不十分)	0
		19		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する	説得力がある(説得力が十分ある)	19	普通(説得力がある)	11.4	説得力がない(説得力が不十分)	0
		19			提案内容を裏付ける類似実績などが記載されている場合に優位に評価する	具体的に記載されている	19	記載されている	11.4	記載されていない	0

例) 見直し 業務プロポーザルの評価表

55.6% (50~62.5%)	200	0	全体	評価テーマ間の整合性	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。	整合性が高い(整合性が十分ある)	0	概ね整合(整合性がある)	0	一部不整合な部分がある(整合性が不十分)	0
		28	評価テーマ1	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	整合性が高い	28	整合性がある	16.8	整合性が不十分	0
		28			着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	有効性が高い(適切かつ論理的に整理されている)	28	有効性がある(整理されている)	16.8	有効性が一部不十分な部分がある(整理が不十分)	0
		22		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する	説得力が高い	22	説得力がある	13.2	説得力が不十分	0
		22			提案内容を裏付ける類似実績などが記載されている場合に優位に評価する	具体的に記載されている	22	記載されている	13.2	記載されていない	0
		28	評価テーマ2	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	整合性が高い	28	整合性がある	16.8	整合性が不十分	0
		28			着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	有効性が高い(適切かつ論理的に整理されている)	28	有効性がある(整理されている)	16.8	有効性が一部不十分な部分がある(整理が不十分)	0
		22		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する	説得力が高い	22	説得力がある	13.2	説得力が不十分	0
		22			提案内容を裏付ける類似実績などが記載されている場合に優位に評価する	具体的に記載されている	22	記載されている	13.2	記載されていない	0



「オーバースペック等」の試行の継続

変更なし

工事の総合評価方式における技術提案については、「オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例の公表について」において、オーバースペック、標準的項目及び承諾が必要な項目の3項目に分類し、評価しない技術提案の事例を公表している。

オーバースペック等の理由により評価しない 技術提案の事例の公表について (総合評価落札方式)

国土交通省近畿地方整備局(港湾空港関係)が発注する総合評価落札方式を適用する工事において、評価しない技術提案の事例を公表します。

なお、本事例に記載がないものでも、オーバースペック等と判定し、評価しない場合があります。

また、個別の工事においても、評価しない項目について、入札説明書等で示している場合がありますので、併せてご確認ください。

令和6年4月

近畿地方整備局 港湾空港部

オーバースペック等

オーバースペック

「オーバースペック」を含む提案は、提案そのものが評価されません。

標準的項目

「標準的項目」を含む提案は、「標準的項目」は評価されませんが、その他の内容は評価の対象とします。

承諾が必要な項目

「承諾が必要な項目」を含む提案は、提案そのものが評価されません。
ただし、全地方整備局(港湾空港関係)において、過去、承諾書を提出し承諾されたものは除く。

【改訂履歴】

改訂日	No	工種区分	分類	改訂内容
令和4年4月1日付	27	安全	オーバースペック	削除
令和5年3月14日付	170	浚渫・床掘	標準的項目	追加
令和6年4月1日付	171	浚渫・床掘	標準的項目	追加
令和6年4月1日付	172	浚渫・床掘	標準的項目	追加

オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例の公表について(R6.4)

<https://www.pa.kkr.mlit.go.jp/file/business/img/r060401.pdf>

下記の項目を「オーバースペック等」とせず提案を評価する試行を継続

オーバースペック

No	工種区分	分類	評価しない項目	評価しない具体例等
11	浚渫・床掘	オーバースペック	グラブバケットの規格に関する提案	規格の大小に関わらず規格に関する提案
12	浚渫・床掘	オーバースペック	グラブバケットの形状に関する提案	密閉バケットや平バケット等を用いる提案
13	浚渫・床掘	オーバースペック	グラブバケットに付属物を付ける提案	調整ユニット等による余水の低減

承諾が必要な項目

No	工種区分	分類	評価しない項目	評価しない具体例等
172	コンクリート	承諾が必要な項目	コンクリートの養生方法	



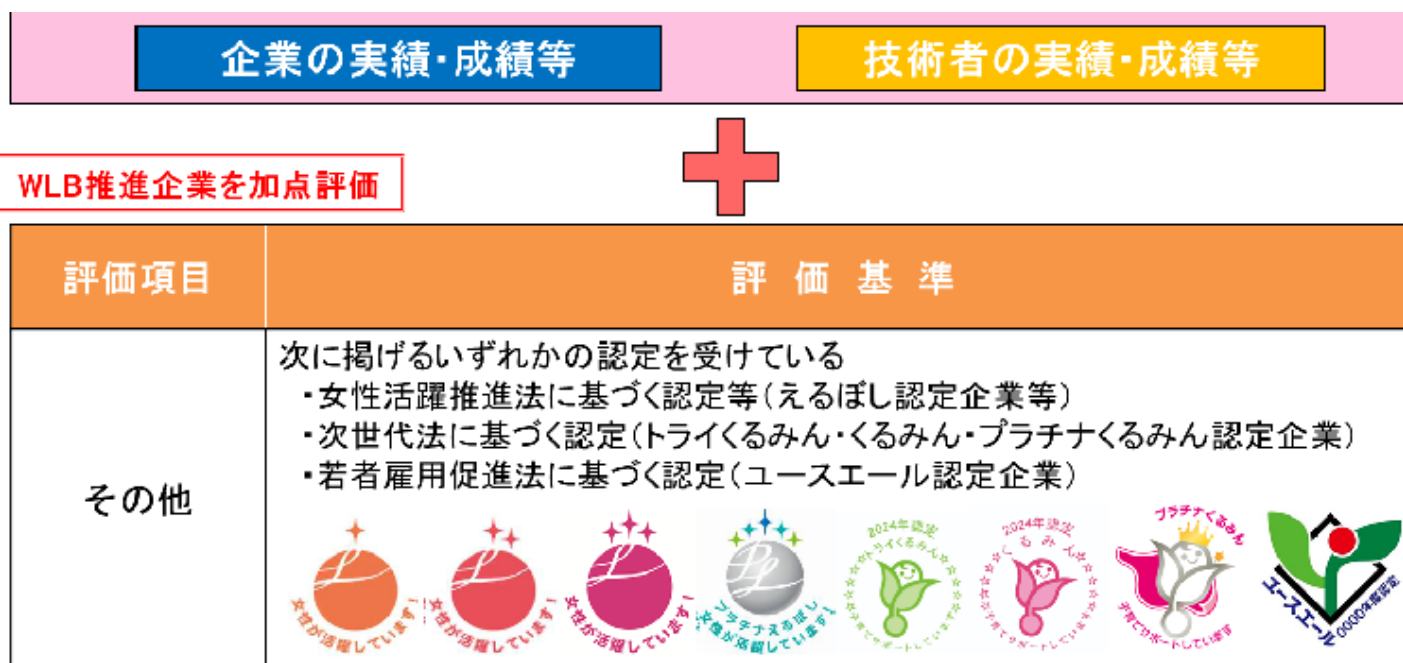
ワークライフバランスの取り組み企業に対する加点評価

変更なし

ワーク・ライフ・バランス等推進企業(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づく認定の取得企業や女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく計画を策定した中小企業)を必要に応じて評価項目に設定

- 平成28年度より港湾土木工事(WTO対象)の一部で段階選抜方式にて評価を実施、物品役務等で全面的に導入
- 平成30年度より港湾土木工事(WTO対象)の段階選抜方式にて全面導入
- 令和6年度より港湾土木工事A等級、港湾土木工事のWTO(段階選抜方式)、ECIにおける優先交渉権者との業務契約に適用拡大
- 令和7年10月1日公告案件より、全ての公共工事等(建設コンサルタント業務等を含む)における総合評価落札方式、企画競争方式(プロポーザル方式を含む)に拡大する予定

【評価イメージ】





ワークライフバランス等推進企業を加点評価する取組(工事編)

変更なし

対象: 令和7年10月1日以降公告工事

近畿地方整備局(港湾空港関係)運用

※下表は、港湾空港工事WTO、港湾空港工事A等級の場合の配点例である

◆工事における配点内訳について(R7.10～) ※作業船を使用する工事

評価項目		技術提案評価型			施工能力評価型		
		S型	SI型	SII型	I 型	I型	II 型
		WTO	標準	標準	施工計画重視型	標準型	
技術提案	技術提案(テーマ)	60	40	30	-	-	-
	施工計画	-	-	-	20	可・否	
企業の能力等	実績、成績、表彰等	-	13	7	7	14	14
	WLB(港湾空港工事A等級の場合) ^{※1}		0.5	-	-	-	-
	配点		(13.5) Max10	(7.0) 7	(7.0) 7	(14.0) 14	(14.0) 14
配置予定技術者の能力	実績、成績、表彰等	-	10	7	7	14	14
社会・地域貢献	作業船保有状況等	-	-	9	9	18	18
	WLB(港湾空港工事A等級の場合) ^{※1}			0.5	0.5	1	1
	配点			(9.5) MAX6	(9.5) MAX6	(19.0) MAX12	(19.0) MAX12
合計		(60.0) 60	(63.5) 60	(53.5) 50	(43.5) 40	(47.0) 40	(47.0) 40
賃上げを実施する企業に対する加点		4	4	3	3	3	3
WLB(港湾空港工事)		1	-	-	-	-	-

※1) 発注等級を拡大した場合は、低い等級に合わせて評価、配点を行う。

※共同企業体の場合、代表者又は構成員のいずれかがワーク・ライフ・バランス等推進企業であれば加点対象とする。



ワークライフバランス等推進企業を加点評価する取組(業務編)

変更なし

対象: 令和7年10月1日以降公告業務

近畿地方整備局(港湾空港関係)運用

業務: 技術提案、施工計画の評価段階における配点内訳(WLB適応(外数))

評価項目		技術点				
		プロポ	標準 (1:3)	標準 (1:2)	簡易型	業務能力 重視型
技術者 評価	資格・実績等	36点	36点	24点	36点	—
	成績・表彰	54点	54点	54点	36点	—
技術提案 評価	実施方針等	70点	70点	84点	72点	—
	技術提案 (評価テーマ)	200点	200点	138点	—	—
	業務理解度	—	—	—	—	60点
小計		360点	360点	300点	144点	60点
賃上げを実施する企業 に対する加点		0点	19点	16点	8点	4点
WLB推進企業に対する加点		2点	2点	2点	1点	1点
合計		362点	381点	318点	153点	65点

※上記は代表的な評価を記載したものであり、賃上げに対する加点措置およびWLB推進に対する加点措置は、他の試行方式及び配点による場合においても各小計に準用するものとする。



品確法改正を踏まえた新たな入札契約方式

国土交通省港湾局資料を編集

総合評価落札方式のうち、現行の技術提案評価型(S型)については、競争参加者の技術提案の中から優れた提案を採用し、工事品質の向上につなげることを目的としている。

しかし、提案技術に要するコストも入札価格に含まれるため、CN(カーボンニュートラル)、新技術などの、費用を要する発展的な提案がしづらく、仮設や工法の変更を伴う技術提案は認められていないため、品質向上、効率化、安全性、環境等に寄与する技術提案を行うことが難しい

(令和6年6月25日システム部会より)

令和6年6月に成立した改正品確法が改正され、VFM(Value for Money)の考え方が記載

(基本理念)

第三条

12 公共工事の品質確保に当たっては、新たな技術を活用した資材、機械、工法等の採用が公共工事の品質の向上に及ぼす効果が適切に評価されること等により、新たな技術の活用が価格のみを理由として妨げられることのないように配慮されなければならない。

(発注者等の責務)

第七条

二 価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化に対する寄与の程度その他の要素を考慮して総合的に価値の最も高い資材、機械、工法等(新たな技術を活用した資材、機械、工法等を含む。第六号において「総合的に価値の最も高い資材等」という。)を採用するに当たっては、これに必要な費用を適切に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

六 公共工事等の発注に関し、経済性に配慮しつつ、総合的に価値の最も高い資材等を採用するよう努めること。

VFM(Value for Money)の考え方に基づき、発注者が標準的な仕様(案)を確定できる工事においても、軽微な仕様変更を伴う提案を認めつつ、それにより生じた品質向上等の効果(便益)を、一定の範囲内で適切に費用計上できる**新たな入札契約方式(技術提案評価型(SI型)(技術向上提案))を提案**



S I 型(技術向上提案)の活用が想定される事例

国土交通省港湾局資料を編集

社会資本整備を取り巻く状況と建設産業の課題

- 建設就労人口の減少による担い手不足
⇒生産性向上が急務
- 担い手確保のため魅力ある建設現場への転換が急務
⇒旧3Kから新4Kへ
- 「2050年カーボンニュートラルの実現」への貢献
⇒インフラ分野における脱炭素化への取組も急務
- インフラ整備に関する社会的要請
(例:既存インフラを供用しながらの整備、LCCの削減等)
⇒インフラ利用者への安全対策等の一層の配慮

現行入札制度の課題

- 企業の技術は日々進歩しているが、官積算に反映されるまでには一定の期間を要する
⇒新技術の実装・普及に資する取組も急務
- 現行のS型制度では、仕様の変更を伴う技術提案は認められておらず、技術提案の内容に要する費用も受注者が負担
⇒競争参加者は費用を伴う発展的な提案がしにくい

これらの課題解決のため

一定の範囲内で適切に費用計上する^(※)ことを前提とした技術向上提案を求めることにより、品質・環境・建設現場の安全性・生産性等の更なる向上を目指す

※当面は予定価格の5%の範囲内とする

＜具体の想定事例＞

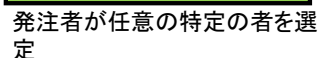
- ①導入にかかるコストが障害となり、現行の調達制度の中で普及が進みにくい工法等の採用
 - ・ 港湾建設現場の生産性向上に資する新技術・工法
- ②より安全性の高い工法の採用
 - ・ 潜水作業時の安全性の向上
- ③脱炭素化推進に係る資材の採用 等



災害復旧における入札契約方式 の適用ガイドライン

国土交通省直轄工事における 技術提案・交渉方式の運用ガイドライン

- 高度な施工技術を要する工事
- 追加調査を要する修繕工事
- 多くの協議を要する輻輳工事



発注者が任意の特定の者を選
定

通常：発注者が有資格者より競争参加者を指名
 公募：公募による審査を通過した者を指名
 フレームワーク方式：公募により選定した者に対し、
 所定期間内の複数の個別工事を発注

A型:目的物の変更を伴う技術提案を求める

S型：目的物の変更を伴わない技術提案を求める

S I 型(技術向上提案): 仮設物、工法、目的物の比較的軽微な変更や新技術の活用等により品質・環境・安全性等の更なる向上が期待できる場合に技術提案を求める

I 型：企業・技術者能力を評価、施工計画の提出を求める

Ⅱ型：企業・技術者能力を中心に評価（施工計画の提出を求めない）

最も優れた提案を行った優先交渉権者と価格や施工方法等を交渉し、交渉が成立した場合に、契約の相手方とする

※S I 型(技術向上提案)
は軽微な目的物の変更を
含む場合もある



S I 型(技術向上提案)の制度概要

国土交通省港湾局資料を編集

観点	S型(現行)	S I 型(技術向上提案)(試行)	S I 型(技術向上提案)(試行)に関する適用事項
対象工事	・発注者において、標準的な仕様(案)を設定できるが、施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る工事	・発注者が公告時の設計図書で示す標準的な仕様に対して、 競争参加者の技術向上提案に基づいた比較的軽微な設計図書の変更(目的物及び発注者指定の仮設物・工法の変更を含む)により、更なる品質向上、安全性向上、環境改善等が期待される工事や、新技術・工法等の活用が期待できる工事とし、港湾及び海岸工事におけるWTO又はAランク案件を対象とする	・S型においては、工事難易度Ⅳ以上かつ、予定価格2.5億以上の工事に適用することとなっているが、S I 型(技術向上提案)においては、適用範囲の概念は無く、工事の規模が大きいほど効果的な提案が得られやすいとされている
技術提案内容	・施工上の特定の課題等に対する工夫等を求める(従来テーマ)	・従来テーマの技術提案(通常技術提案)に加え、以下の「技術向上提案」を求める。 ・ 技術向上提案は、発注者が示した仕様に対して比較的軽微な設計図書の変更を許容した上で、さらなる安全性や生産性、目的物の品質の向上、あるいは新技術・工法等の活用が期待されるテーマ ※従来の技術提案テーマと技術向上提案テーマについてそれぞれ1テーマずつを標準	・コスト縮減を求める提案は技術向上提案テーマとして設定しない ・港湾局で実施中の試行工事において、積算計上することとなっているものについては、技術向上提案テーマとして設定しない
落札者の決定方法	・入札価格が 発注者が示した仕様に基づき作成した予定価格 の制限の範囲内にあるもののうち、技術評価点を入札価格で乗した値(評価値)の最も高い者が落札者となる		・入札価格には、技術向上提案部分に要する費用は含めない
技術評価点の項目	・標準点 ・施工体制評価点 ・従来テーマの技術提案の点数	・標準点 ・施工体制評価点 ・通常技術提案の点数 ・ 技術向上提案の点数	・技術向上提案は通常技術提案と同時に評価を行い、その評価結果は競争参加資格の確認・通知前に第三者委員会に諮ることを標準とする
予定価格の設定方法	・発注者が示した仕様に基づいて設定	・発注者が示した仕様に基づいて設定 ・ 技術向上提案部分に要する費用は予定価格に含めない。 ・ 公告図書に上限額を明示。 ・ 上限額は当初予定価格の5%の範囲内で発注者が設定。	・発注者は特記仕様書に示した仕様に基づき予定価格を設定し、競争参加者は技術向上提案部分に要する費用を含めない価格で応札を行う
技術提案の履行義務	・履行義務あり	・通常技術提案は履行義務あり ・ 契約手続き段階で提案された技術向上提案について、契約変更を行い、履行義務を負う。	・発注者より技術向上提案の採用決定通知がなされ、提案が採用された場合は契約変更の対象となる。
発注手続き期間	非WTO: 合計1.5～2か月程度 WTO: 合計2.5～3か月程度【段階選抜無しの場合】	・ 工事内容・テーマ等に応じ、通常のS型よりも長く設定する。	・段階選無しの場合で最大20日間程度長く設定



S I 型(技術向上提案)の制度概要(従来との比較イメージ)

S I 型(技術向上提案)制度と従来制度との違いを確認するために下表で比較イメージを記す。
ただし、下表は主なポイントや例を記しているため、詳細は入札説明書で確認すること。

	S型WTO【従来】	S I 型(技術向上提案)WTO
目的	標準案に対して、特定の課題等に関する工夫等の提案を求めることで品質等を向上	標準案に対して、一定の範囲内で費用を計上すること前提として、軽微な設計図書の変更を許容した提案を求めることで更なる生産性等を向上
対象工種	制約なし	港湾及び海岸工事 (港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事、港湾等鋼構造物工事を想定)
競争参加資格	客観点数、資格、同種等	(左記に同じ)
手続き期間	(標準)	標準より長い
技術提案(配点例)	テーマA: 通常技術提案(30点) テーマB: 通常技術提案(30点) ※テーマの重要性等に応じてテーマ数や配点を変更	テーマA: 通常技術提案(36点) テーマB: 技術向上提案(24点) ※合計点に対し1/2～1/3で技術向上提案の配点を設定
提案数(例)	テーマA: 1提案2技術×2提案 テーマB: 1提案2技術×2提案 ※テーマの重要性等に応じて提案数を変更	(左記に同じ)
テーマの内容	施工上の特定の課題等	・品質・環境・建設現場の安全性・生産性等の更なる向上 ・新技術・工法等の活用が期待されるテーマ
評価方法	・効果の度合い ・履行の具体性・確実性 ・10段階評価 ・オーバースペック等あり	・効果の度合い ・履行の具体性・確実性 ・10段階評価 ・オーバースペック等あり(うちオーバースペックを一部緩和)
技術提案の費用	計上なし	技術向上提案の費用を変更契約で計上
履行義務の発生時期	契約時	変更契約時

※上表で、従来と違うところを朱書き表記



(参考) 4. 令和7年度 港湾空港関係工事のタイプ別配点

施工能力評価型	Ⅱ型	<table><tr><td colspan="4">総合評価対象 40(30)</td><td rowspan="2">実上実施企業 に対する加点</td></tr><tr><td>企業の能力等 16(12) 14(11)</td><td>技術者の能力等 16(12) 14(11)</td><td>地域・貢献等 8(6) 12(8)</td><td>3(2)</td></tr></table> ()内は施工体制確認型ではない場合 斜体は作業船を使用する工事の場合	総合評価対象 40(30)				実上実施企業 に対する加点	企業の能力等 16(12) 14(11)	技術者の能力等 16(12) 14(11)	地域・貢献等 8(6) 12(8)	3(2)				
	総合評価対象 40(30)				実上実施企業 に対する加点										
	企業の能力等 16(12) 14(11)	技術者の能力等 16(12) 14(11)	地域・貢献等 8(6) 12(8)	3(2)											
	Ⅱ型 (通信設備チャレンジ型)	<table><tr><td colspan="3">総合評価対象 30</td><td rowspan="2">実上実施企業 に対する加点</td></tr><tr><td>企業の能力等 20</td><td>地域・貢献等 10</td><td>2</td></tr></table>	総合評価対象 30			実上実施企業 に対する加点	企業の能力等 20	地域・貢献等 10	2						
	総合評価対象 30			実上実施企業 に対する加点											
企業の能力等 20	地域・貢献等 10	2													
Ⅰ型	<table><tr><td>競争参加 資格対象</td><td colspan="3">総合評価対象 40(30)</td><td rowspan="2">実上実施企業 に対する加点</td></tr><tr><td>施工計画 (可・不可)</td><td>企業の能力等 16(12) 14(11)</td><td>技術者の能力等 16(12) 14(11)</td><td>地域・貢献等 8(6) 12(8)</td><td>3(2)</td></tr></table> ()内は施工体制確認型ではない場合 斜体は作業船を使用する工事の場合	競争参加 資格対象	総合評価対象 40(30)			実上実施企業 に対する加点	施工計画 (可・不可)	企業の能力等 16(12) 14(11)	技術者の能力等 16(12) 14(11)	地域・貢献等 8(6) 12(8)	3(2)				
競争参加 資格対象	総合評価対象 40(30)			実上実施企業 に対する加点											
施工計画 (可・不可)	企業の能力等 16(12) 14(11)	技術者の能力等 16(12) 14(11)	地域・貢献等 8(6) 12(8)		3(2)										
Ⅰ型 (通信設備チャレンジ型)	<table><tr><td>競争参加 資格対象</td><td colspan="3">総合評価対象 30</td><td rowspan="2">実上実施企業 に対する加点</td></tr><tr><td>施工計画 (可・不可)</td><td>企業の能力等 20</td><td>地域・貢献等 10</td><td>2</td></tr></table>	競争参加 資格対象	総合評価対象 30			実上実施企業 に対する加点	施工計画 (可・不可)	企業の能力等 20	地域・貢献等 10	2					
競争参加 資格対象	総合評価対象 30			実上実施企業 に対する加点											
施工計画 (可・不可)	企業の能力等 20	地域・貢献等 10	2												
Ⅰ型 (施工計画重視型)	<table><tr><td colspan="4">総合評価対象 40</td><td rowspan="2">実上実施企業 に対する加点</td></tr><tr><td>施工計画 20 20</td><td>企業の 能力等 8 7</td><td>技術者の 能力等 8 7</td><td>地域・ 貢献等 4 6</td><td>3</td></tr></table> ※ 工事難易度評価の小項目にA評価があるなど、厳しい施工条件により、特に施工計画の適切 性を求める必要 がある工事への適用を想定。 斜体は作業船を使用する工事の場合	総合評価対象 40				実上実施企業 に対する加点	施工計画 20 20	企業の 能力等 8 7	技術者の 能力等 8 7	地域・ 貢献等 4 6	3				
総合評価対象 40				実上実施企業 に対する加点											
施工計画 20 20	企業の 能力等 8 7	技術者の 能力等 8 7	地域・ 貢献等 4 6		3										
技術提案評価型	Ⅰ型 (施工計画重視型) (地元企業活用審査型)	<table><tr><td colspan="5">総合評価対象 40</td><td rowspan="2">実上実施企業 に対する加点</td></tr><tr><td>施工計画 20 20</td><td>地元企業の 工事成績等 3 3</td><td>活用状況 3 3</td><td>企業の 能力等 6 5</td><td>技術者の 能力等 6 5</td><td>地域・ 貢献等 2 4</td><td>3</td></tr></table> 斜体は作業船を使用する工事の場合	総合評価対象 40					実上実施企業 に対する加点	施工計画 20 20	地元企業の 工事成績等 3 3	活用状況 3 3	企業の 能力等 6 5	技術者の 能力等 6 5	地域・ 貢献等 2 4	3
	総合評価対象 40					実上実施企業 に対する加点									
	施工計画 20 20	地元企業の 工事成績等 3 3	活用状況 3 3	企業の 能力等 6 5	技術者の 能力等 6 5		地域・ 貢献等 2 4	3							
	Ⅰ型 (施工計画重視型) (海上工事チャレンジ型) (陸上工事チャレンジ型)	<table><tr><td colspan="4">総合評価対象 40</td><td rowspan="2">実上実施企業 に対する加点</td></tr><tr><td>施工計画 30</td><td>企業の 能力等 2</td><td>技術者の 能力等 4</td><td>地域・ 貢献等 4</td><td>3</td></tr></table> ※ 海上・陸上工事力を保有しているものの管内での施工実績のない地域企業に対して受 注機会の拡大を図ることが望ましいと判断される工事への適用を想定。	総合評価対象 40				実上実施企業 に対する加点	施工計画 30	企業の 能力等 2	技術者の 能力等 4	地域・ 貢献等 4	3			
	総合評価対象 40				実上実施企業 に対する加点										
施工計画 30	企業の 能力等 2	技術者の 能力等 4	地域・ 貢献等 4	3											
SⅡ型	<table><tr><td colspan="4">総合評価対象 50</td><td rowspan="2">実上実施企業 に対する加点</td></tr><tr><td>技術提案 30</td><td>企業の 能力等 8</td><td>技術者の 能力等 8</td><td>地域・ 貢献等 4</td><td>3</td></tr></table>	総合評価対象 50				実上実施企業 に対する加点	技術提案 30	企業の 能力等 8	技術者の 能力等 8	地域・ 貢献等 4	3				
総合評価対象 50				実上実施企業 に対する加点											
技術提案 30	企業の 能力等 8	技術者の 能力等 8	地域・ 貢献等 4		3										
SⅡ型 (地元企業活用審査型)	<table><tr><td colspan="6">総合評価対象 60</td><td rowspan="2">実上実施企業 に対する加点</td></tr><tr><td>技術提案 30</td><td>地元一次下請企業の 工事成績等 5</td><td>地元企業の 活用状況 5</td><td>企業の 能力等 8</td><td>技術者の 能力等 8</td><td>地域・ 貢献等 4</td><td>4</td></tr></table>	総合評価対象 60						実上実施企業 に対する加点	技術提案 30	地元一次下請企業の 工事成績等 5	地元企業の 活用状況 5	企業の 能力等 8	技術者の 能力等 8	地域・ 貢献等 4	4
総合評価対象 60						実上実施企業 に対する加点									
技術提案 30	地元一次下請企業の 工事成績等 5	地元企業の 活用状況 5	企業の 能力等 8	技術者の 能力等 8	地域・ 貢献等 4		4								
SⅡ型 (地元作業船活用審査型)	<table><tr><td colspan="4">総合評価対象 50</td><td rowspan="2">実上実施企業 に対する加点</td></tr><tr><td>技術提案 30</td><td>企業の 能力等 8</td><td>技術者の 能力等 7</td><td>地域・ 貢献等 5</td><td>3</td></tr></table>	総合評価対象 50				実上実施企業 に対する加点	技術提案 30	企業の 能力等 8	技術者の 能力等 7	地域・ 貢献等 5	3				
総合評価対象 50				実上実施企業 に対する加点											
技術提案 30	企業の 能力等 8	技術者の 能力等 7	地域・ 貢献等 5		3										
SⅡ型 (チャレンジ型)	<table><tr><td colspan="3">総合評価対象 40</td><td rowspan="2">実上実施企業 に対する加点</td></tr><tr><td>技術提案 36</td><td>企業の 能力等 2</td><td>技術者の 能力等 2</td><td>3</td></tr></table> ※ 全国的に受注実績と優れた技術力があるものの管内での施工実績のない企業に対して受注 機会の拡大を図ることが望ましいと判断される工事への適用を想定。	総合評価対象 40			実上実施企業 に対する加点	技術提案 36	企業の 能力等 2	技術者の 能力等 2	3						
総合評価対象 40			実上実施企業 に対する加点												
技術提案 36	企業の 能力等 2	技術者の 能力等 2		3											
SⅠ型 (注1)	<table><tr><td colspan="4">総合評価対象 60</td><td rowspan="2">実上実施企業 に対する加点</td></tr><tr><td>技術提案 40</td><td>企業の能力等 10</td><td>技術者の能力等 10</td><td>4</td></tr></table> ※ 技術提案評価型(SⅠ型)においては、地域 精進度・貢献等の評価は設定しない。	総合評価対象 60				実上実施企業 に対する加点	技術提案 40	企業の能力等 10	技術者の能力等 10	4					
総合評価対象 60				実上実施企業 に対する加点											
技術提案 40	企業の能力等 10	技術者の能力等 10	4												
SⅠ型 (地元企業活用審査型)	<table><tr><td colspan="4">総合評価対象 60</td><td rowspan="2">実上実施企業 に対する加点</td></tr><tr><td>技術提案 30</td><td>地元一次下請企業の 工事成績等 5</td><td>地元企業の 活用状況 5</td><td>企業の能力等 10</td><td>技術者の能力等 10</td><td>4</td></tr></table>	総合評価対象 60				実上実施企業 に対する加点	技術提案 30	地元一次下請企業の 工事成績等 5	地元企業の 活用状況 5	企業の能力等 10	技術者の能力等 10	4			
総合評価対象 60				実上実施企業 に対する加点											
技術提案 30	地元一次下請企業の 工事成績等 5	地元企業の 活用状況 5	企業の能力等 10		技術者の能力等 10	4									
S型・WTO (注1)	<table><tr><td colspan="4">総合評価対象 60</td><td rowspan="2">実上実施企業 に対する加点</td><td rowspan="2">WL B</td></tr><tr><td>技術提案 60</td><td></td><td></td><td></td><td>4</td><td>1</td></tr></table>	総合評価対象 60				実上実施企業 に対する加点	WL B	技術提案 60				4	1		
総合評価対象 60				実上実施企業 に対する加点	WL B										
技術提案 60						4	1								
A型	<table><tr><td colspan="4">総合評価対象 70</td><td rowspan="2">実上実施企業 に対する加点</td><td rowspan="2">WL B</td></tr><tr><td>技術提案 70</td><td></td><td></td><td></td><td>4</td><td>1</td></tr></table>	総合評価対象 70				実上実施企業 に対する加点	WL B	技術提案 70				4	1		
総合評価対象 70				実上実施企業 に対する加点	WL B										
技術提案 70						4	1								

◆上記は施工体制確認型総合評価落札方式適用工事(予定価格が1千万円を超えるもの=低入札価格調査対象)の配点割合である。
施工能力評価型(I型、Ⅱ型)において、施工体制確認型ではない場合の配点は()を参照。

(注1) 工事内容等により技術提案評価型(SⅠ型)(技術向上提案)を適用することができる。